

平成 28 年度事業計画書

～ 人と動物の共生をめざして～

基本方針

近年、人々の生活には質の豊かさ(QOL=Quality of life)が求められ、少子高齢化や核家族化が一層進展し、動物は家族の一員としてかけがえのない地位を占め、ますますその絆の深まりとともに、「いやし」や「ささえ」の心の触れあいを求めて飼養する人々が増加している。

動物の飼養にあたっては、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、滋賀県動物の保護および管理に関する条例および滋賀県動物愛護管理推進計画等により、基本的な知識に基づいた適正な飼養の推進が必要である。

このことを踏まえて、滋賀県の施策と整合を図りながら、その基礎となる動物愛護精神が着実に根付くよう、犬、猫の譲渡や各種講習会等の事業を通じ、「終生飼養の原則」による正しい知識や飼い方の周知に努めるとともに災害時の対応に関する施策に協力し、動物愛護思想の普及啓発と県民の期待に応えられる事業を推進する。

1 動物愛護思想の普及啓発事業

動物の愛護及び適正な飼養による人と動物が共生できる社会づくりをめざし、動物の習性・特性に関する専門性・技能・経験を生かし、動物愛護の普及啓発業務に取り組むため、次の事業を行う。

(1) 動物愛護のつどいの開催

動物のことを学び、命の大切さや思いやりの気持ちを育むことを目的として開催する。

○ 5月 15 日（日）10:00～16:00 滋賀県動物保護管理センター

参加予定人数 約 300 人

- ・ ふれあい・学びのコーナー、譲渡犬・猫の里帰り交流会など

(2) 2016 しが動物フェスティバルの開催

動物愛護の気風、動物の適正飼養及び動物の終生飼養を通じて、人と動物とのより良い関係が生まれる地域社会づくりをめざして、公益社団法人滋賀県獣医師会と共に開催する。

○ 9月 22 日（祝日）10:00～16:00 「竜王町総合運動公園」内 ドラゴンハット

参加予定人数 約 3,000 人

- ・ 式典コーナー、ふれあい・学びのコーナー、実演コーナー
- 展示・即売コーナー、パネル展示など

(3) リーフレット等による普及啓発の実施

避妊・去勢手術の必要性や万が一迷子になった場合の対策として迷子札やマイクロチップ装着などチラシ・リーフレットや啓発資材を用い、狂犬病予防注射会場をはじめ各種研修会場などで普及啓発する。

(4) わんにゃん掲示板の設置

やむを得ない理由で飼養できなくなった犬および猫に生存の機会を与えることを目的として、滋賀県動物保護管理センター、大津市動物愛護センター内の掲示板及び協会ホームページ内「わんにゃん掲示板」を設置し、新しい飼養者探しに

協力する。

(5) 動物愛護に係る広報活動の実施

広報紙「わんにゃん広場」（年5回程度発行）や新しい動物愛護に関する情報を幅広く県民に提供する。

(6) ホームページによる情報提供

協会のホームページに犬、猫の新しい飼い主探し情報や滋賀県動物保護管理センターの収容及び返還情報の公開や犬、猫の適正飼養に関するタイムリーな情報を提供する。

(7) 動物慰靈祭

動物保護管理センター慰靈碑前にて、一般参加者を含め関係団体等の参加により開催する。

○ 3月中旬 10:00～11:00 動物慰靈碑前
出席予定（県・各市町・一般県民）

(8) 自主財源確保への取り組みへの推進

安定した協会運営を図るため、啓発活動および譲渡等の多くの機会をとらえて、贊助会員制度のメリット（出前しつけ相談等）を宣伝し、贊助会員への加入を積極的に推進する。

また、動物愛護啓発を通じ、企業・団体にも積極的に呼びかけ、わんにゃん募金や寄付金の確保に積極的に努める。

(9) 各種研修会・講習会への参加

関係団体が主催する研修会や講習会に参加し、また生活衛生業務研修会において業務実績の発表を行う。

(10) 動物愛護関係事業への協力

県内で開催される動物愛護関連事業を後援する。

2 動物保護管理業務の推進

動物の飼養は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、滋賀県動物の保護および管理に関する条例等に基づき適正に行うことが必要である。このため、動物の有する習性・特性などに関する正しい知識や動物の捕獲収容など現場での直接対応に関する技能・経験を発揮して、動物保護管理業務を円滑に推進するため、次の業務を行う。

(1) 滋賀県動物保護管理業務

- ① 犬および猫による苦情処理業務
 - ② 野犬等の収容および引取り業務
 - ③ 市町、保健所、警察署に引き取られた犬および猫の回収業務および保健所犬舎等の清掃業務
 - ④ 滋賀県動物保護管理センター窓口における犬および猫の引取り業務への協力
 - ⑤ 犬、猫その他の動物の不適正飼養に対する指導業務
 - ⑥ 犬および猫に係る負傷動物収容業務
 - ⑦ 特定動物逸走時の収容業務
 - ⑧ 動物適正飼育等の普及啓発業務
 - ・ 犬のしつけ方教室（基本的なしつけ）
 - ・ 犬・猫の譲渡前講習会
 - ・ 犬・猫の譲渡事業（保護関係者および仲介者譲渡を除く。）
 - ・ 出前講座（犬の飼い方講習会、犬のしつけ方教室）
 - ・ 動物なかよし教室
 - ・ 動物飼養相談（電話等）
 - ⑨ 滋賀県動物保護管理センターで飼養および保管している動物の飼養管理
 - ⑩ 滋賀県動物保護管理センターで共用している施設の維持管理
 - ⑪ 業務に使用する県貸与物品の管理
 - ⑫ その他の保護管理業務
- (2) 大津市動物保護管理業務
- ① 緊急用務対応
- (3) 滋賀県が主催する研修会や講習会への参加、協力
- 滋賀県が主催する研修会や講習会に参加し、また滋賀県が行う事業に協力する。